

改正

令和4年7月15日要綱第44号

令和5年9月25日要綱第49号

滝川市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方創生の実現に向けて実施する地方創生推進事業の財源として、滝川市（以下「市」という。）を応援しようとする法人から寄附金等を募ることを目的とした滝川市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 寄附対象事業 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第15項の規定により認定を受けた市の地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。
- （2） 寄附対象法人 市の区域内に主たる事務所又は事業所が所在していない法人であり、かつ、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第37号に規定する青色申告書を提出している法人をいう。
- （3） 寄附金 寄附対象事業の実施のための費用として寄附対象法人が行う10万円以上の寄附金をいう。
- （4） 寄附物品 寄附対象事業の実施のための物品として寄附対象法人が行う支出時の資産の価額を計算できる合計額10万円以上の寄附物品
- （5） 寄附金等 寄附金及び寄附物品

（寄附金等の申出）

第3条 寄附対象法人は、寄附金等の申出を行おうとするときは、滝川市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）寄附申出書（別記第1号様式）を市長に提出するものとする。

（寄附金の支払の要請）

第4条 市長は、前条の規定により寄附対象法人から寄附金の申出がされたときは、その寄附金額のうち、当該申出がされた寄附対象事業の実施に要する費用の範囲内で寄附金の支払を当該寄附対象法人へ要請するものとする。

（寄附物品の引渡の要請）

第4条の2 市長は、第3条の規定により寄附対象法人から寄附物品の申出がされたときは、その寄附物品のうち、当該申出がされた年度の寄附対象事業に活用すると認められた寄附物品の引渡を当該寄附対象法人へ要請するものとする。

- 2 前項の規定により寄附対象法人から寄附物品の引渡を行う場合、その寄附物品の引渡方法及び場所については、総務部企画課と調整して行うものとし、引渡に係る費用については、当該寄附対象法人の負担とする。

(寄附の受領証明)

第5条 市長は、寄附金等を受領したときは、その寄附をした寄附対象法人に対し、寄附金等の額及びその受領した年月日その他必要事項を証する受領証（別記第2号様式）を交付するものとする。

(感謝状の贈呈)

第5条の2 市長は、前条の受領した寄附金等について、寄附金にあつては1件につき100万円以上、寄附物品にあつては1件につき合計額100万円以上である場合は、その寄附をした寄附対象法人に対し、感謝状を贈呈するものとする。ただし、当該寄附対象法人が当該感謝状の贈呈を辞退したときは、この限りでない。

(寄附金等の返還)

第6条 市長は次に掲げる場合においては、寄附金等の受入れを拒否し、又は收受した寄附金等を返還することができる。

- (1) 寄附金等の受入れが公の秩序又は善良の風俗に反するものと認められるとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取扱いをした場合は、その理由、経過等を記録しておかなければならない。

(寄附金台帳等の作成)

第7条 市長は、寄附金等の適正な管理を図るため、寄附金を受入れた場合にあつては滝川市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）寄附金台帳（別記第3号様式）を、寄附物品を受入れた場合にあつては滝川市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）寄附物品管理簿（別記第4号様式）を作成しなければならない。

(公表)

第8条 市長は、寄附の内容及び当該寄附金等を充当した事業の状況について、市のホームページへの掲載その他の適当な方法により公表するものとする。ただし、寄附対象法人の了承が得られないときは、この限りでない。

(施行細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月20日から施行する。

附 則（令和4年7月15日要綱第44号）

この要綱は、令和4年7月15日から施行する。

附 則（令和5年9月25日要綱第49号）

この要綱は、令和5年9月25日から施行する。